

○道路の使用の許可

(第 77 条第 1 項)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 77 条第 1 項
処分の概要	道路の使用の許可
原権者 (委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法第 77 条第 2 項及び第 3 項(道路の使用の許可)、第 78 条(許可の手続) 道路交通法施行規則第 10 条(道路使用許可証の様式等) 岡山県道路交通法施行細則第 12 条(道路の使用の許可) 岡山県警察関係手数料徴収条例第 2 条(手数料の徴収)、第 5 条(手数料の減免)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	別紙参照
申請先	当該道路を管轄する警察署(2 以上の警察署管内にわたるときは、出発地又は主たる場所を管轄する警察署)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊

別紙

[別紙参照]